

令和6年3月28日

職員 各位

最高裁判所事務総局経理局厚生管理官

裁判所における財形貯蓄に係る運用について（お知らせ）

財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄（以下「財形貯蓄等」という。）について、裁判所における運用を下記のとおりお知らせしますので、御確認ください。

記

1 財形貯蓄等の解約について

財形貯蓄等は、給与から預入金額を控除の上、契約金融機関に払い込む制度であるため、解約情報は裁判所で把握しなければなりません。今般預金者が直接金融機関に解約手続きをした事例がありましたが、裁判所で解約情報の取得が遅れた場合、本来不要である給与控除を行ってしまう可能性が生じますので、解約手続きは必ず所属の共済組合係を経由するようにしてください。

2 残高通知書（預金者用）の送付先について

先日ゆうちょ銀行の残高通知書（預金者用）について、確実に預金者に届くようにするため、預金者住所宛送付となるよう変更手続を行うこととした旨お知らせしましたが、他の金融機関についても、金融機関と調整ができたものについては、預金者住所宛送付に変更することにしましたので、お知らせいたします。

なお、送付される預金者住所は、各金融機関に届出している住所になりますので、住所変更後届出していない場合には、財形貯蓄等変更申込書を所属の共済組合係経由で金融機関に提出してください。

3 労働金庫におけるろうきんダイレクトの利用について

労働金庫との間で、預金者がろうきんダイレクトを利用できるよう調整を行っています。ろうきんダイレクトは、預金者が労働金庫に申込みを行うことで、インターネットを通じて、一般財形の払出や残高通知のお知らせを受けることができるサービスです。

各地域により、ろうきんダイレクトの利用開始時期が異なるため、所属の共済組合係に利用の可否を確認していただいた上で、労働金庫への申込みを御検討ください。